

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	河原ビューティモード専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	理容学科	夜・通信	51 単位	6 単位	
	美容学科	夜・通信	53 単位	6 単位	
	トータルビューティ学科 エステ&アロマコース	夜・通信	77 単位	6 単位	
	トータルビューティ学科 メイク&ネイルコース	夜・通信	82 単位	6 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HP で公開 https://irweb.kawahara.ac.jp/kgsc_syllabus/?cd=05&_gl=1*1f4yj59*_gcl_au*MjA0NjQ4ODQxMS4xNzQ0MDgyMzc3

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	河原ビューティモード専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HP で公開

<https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/yakuin2025.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	令和7年5月26日 ～選任後2年以内に 終了する会計年度 のうち最終のもの に関する定時評議 員会の終結の時	多様な分野におけ る経験や有意義な 知見を本法人の教 育機関の運営に活 かし、自律的な運営 を促進する
非常勤	愛媛県監査委員	令和7年5月26日 ～選任後2年以内に 終了する会計年度 のうち最終のもの に関する定時評議 員会の終結の時	多様な分野におけ る経験や有意義な 知見を本法人の教 育機関の運営に活 かし、自律的な運営 を促進する
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	河原ビューティモード専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 期末試験後に実施する学生アンケートおよびシラバスアンケート結果から前年度の課題を分析し、教務総括会議にて次年度に向けた授業改善計画および授業計画(シラバス)を協議し、教務総括会議の承認を得たあと作成する。非常勤講師には、アンケート結果を書面で通知し、作成を依頼している。 教務総括会議を実施後、2 月末までに作成完了、3 月上旬には各学年担当による一次チェック、中旬に学科長による 2 次チェックを経て 3 月運営会議にて学校長が承認する。 その公表は 8 月末までにホームページ上で行う。	
授業計画書の公表方法	河原学園閲覧システム シラバス検索にて公開 https://irweb.kawahara.ac.jp/kgsc_syllabus/?cd=05&_gl=1*1f4yj59*_gcl*_au*MjA0NjQ4ODQxMS4xNzQ0MDgyMzc3
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等(以下「試験等」という)を行い、評価する。評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。 実務実習または現場実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 (実習を伴う教科課目にあっては 5 分の 4) に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。 授業科目の評価は、S (90 点以上)、A (同、80 点台)、B (同、70 点台)、C (同、60 点台) および D (60 点未満) とし、「C」以上を合格とする。本校以外で修得したもので本校が単位認定したものを「R」とする。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等（以下「試験等」という）を行い、評価する。評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。

実務実習または現場実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。

単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。出席時間数が授業時間数の3分の2（実習を伴う教科課目にあっては5分の4）に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。

授業科目の評価は、S（90点以上）、A（同、80点台）、B（同、70点台）、C（同、60点台）およびD（60点未満）とし、「C」以上を合格とする。本校以外で修得したもので本校が単位認定したものを「R」とする。

評価点	可否等	評語	GP	評価基準
100～90点	合格	S	4.0	学習目標をほぼ完全に達成している。
89～80点		A	3.0	学習目標を相応に達成している。
79～70点		B	2.0	学習目標を相応に達成しているが不十分な点がある。
69～60点		C	1.0	学習目標の最低限を満たしている。
59点以下	不合格	D	0	学習目標の最低限を満たしていない。
認定	認定	R	—	本校以外で修得したもので本校が単位認定したもの

2 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

GPA＝（授業科目で得たGP×その授業科目の単位数）の総和
履修した授業科目の単位数の総和

※【R】はGPAの算出には含めない。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://beauty.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/2024/09/51e83fbf5c156461050b92f3a8b4e2b3.pdf
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【卒業の認定に関する方針】

本校では、美容に関する幅広い知識と高度な技術を習得することによって、顧客を魅了し、顧客の美意識を触発し、美容文化の豊かさを地域に普及啓発できる能力、および、自らの審美観と美を追究する行動習慣を修得した者に専門士を授与する。具体的には、以下の4つの能力を以って卒業要件とする。

① 美容技術者に必要な専門知識と施術技術を習得している。

② 顧客の要望を的確に把握するために必要な観察力と創造的な思考を備えている。

③ 美容文化が人生の充実感を増進させる効果をもつことを伝える能力を備えている。

④ 自ら審美的な基準にもとづいて美容を追究する姿勢を備えている。

【卒業の認定の具体的な実施状況】

卒業の認定の方針に基づき、所定の教育課程を履修し、単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て校長が卒業を認定する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://beauty.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/2024/09/51e83fbf5c156461050b92f3a8b4e2b3.pdf
------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	河原ビューティモード専門学校
設置者名	学校法人 河原学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/r6/finance_02.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/r6/finance_05.pdf
財産目録	https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/r6/finance_01.pdf
事業報告書	https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/r6/finance_06.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.kawahara-gakuen.jp/pdf/r6/finance_07.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	理容学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
	昼間	67 単位						
2 年			24 単位	単位	43 単位	単位	単位	
		67 単位						
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
60 人		12 人	0 人	4 人	14 人		18 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）1年次に理容実習等の課目によってカット・シェービング・整髪・衛生の知識・技術の基礎を習得する。2年次にはヘアスタイルを作るための、より高度な応用技術・リラクゼーション技術・皮膚に関する専門的な知識等を習得しサロンワークに対応できる人材を育成する。
成績評価の基準・方法
（概要）授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等（以下「試験等」という）を行い、評価する。評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。 実務実習または現場実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。出席時間数が授業時間数の3分の2（実習を伴う教科課目にあっては5分の4）に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。 授業科目の評価は、S（90点以上）、A（同、80点台）、B（同、70点台）、C（同、60点台）およびD（60点未満）とし、「C」以上を合格とする。本校以外で修得したもので本校が単位認定したものを「R」とする。
卒業・進級の認定基準

（概要）【卒業の認定に関する方針】 本校では、美容に関する幅広い知識と高度な技術を習得することによって、顧客を魅了し、顧客の美意識を触発し、美容文化の豊かさを地域に普及啓発できる能力、および、自らの審美観と美を追究する行動習慣を修得した者に専門士を授与する。具体的には、以下の4つの能力を以って卒業要件とする。 ① 美容技術者に必要な専門知識と施術技術を習得している。 ② 顧客の要望を的確に把握するために必要な観察力と創造的な思考を備えている。 ③ 美容文化が人生の充実感を増進させる効果をもつことを伝える能力を備えている。 ④ 自ら審美的な基準にもとづいて美容を追究する姿勢を備えている。 【卒業の認定の具体的な実施状況】 卒業の認定の方針に基づき、所定の教育課程を履修し、単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て校長が卒業を認定する。
学修支援等
（概要）一コマ単位で、授業目標・目標到達プロセスの適正性を追求した授業計画を立てることで、どのような内容を学ぶかを詳細に示すことができ、予習・復習にも活用されている。かつ授業内で授業評価テストを実施し、授業成果を得点化することで、下位学生を毎コマ単位で特定し補習を実施することで慢性的な学業不振に落ち込むことがないよう支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11 人 (100%)	0 人 (0%)	11 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等）理容室に理容師として就職			
（就職指導内容）就職キャリア支援センターの職員によるヒアリングをもとに学生ひとりひとりの希望と理容室の特徴をマッチングさせている。学内企業セミナーを実施し、学生に豊富な企業情報を提供している。担任とセンター職員による履歴書作成、面接の指導を徹底し、内定取得をサポートしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理容師国家試験合格率 100%			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
17 人	2 人	11.8%
（中途退学の主な理由） 進路変更及び疾病による。		
（中退防止・中退者支援のための取組） 定期的に学生アンケートを実施し、学内の複数の職員によるヒアリングで状況を早期把握し、対処する。		

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	美容学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	67 単位	23 単位	単位	44 単位	単位	単位時間 /単位	
			67 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
160 人		136 人	0 人	4 人	18 人		22 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要）美容実習等の課目によりカット・ワインディング・オールウェーブセッティング・衛生の基礎的な知識・技術を1年次に習得し、2年次にはより高度な応用的知識・技術を取得する。また接客技術やコミュニケーション能力・薬剤に関する知識とシャンプー技術、ヘアスタイリング技術についても、1年次に基礎的な知識技術を習得し、2年次により高度な実践を展開することにより業界で活躍できる人材を育成する。	
成績評価の基準・方法	
（概要）授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等（以下「試験等」という）を行い、評価する。評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。 実務実習または現場実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。出席時間数が授業時間数の3分の2（実習を伴う教科科目にあつては5分の4）に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。 授業科目の評価は、S（90点以上）、A（同、80点台）、B（同、70点台）、C（同、60点台）およびD（60点未満）とし、「C」以上を合格とする。本校以外で修得したもので本校が単位認定したものを「R」とする。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 【卒業の認定に関する方針】 本校では、美容に関する幅広い知識と高度な技術を習得することによって、顧客を魅了し、顧客の美意識を触発し、美容文化の豊かさを地域に普及啓発できる能力、および、自らの審美観と美を追究する行動習慣を修得した者に専門士を授与する。具体的には、以下の4つの能力を以って卒業要件とする。 ① 美容技術者に必要な専門知識と施術技術を習得している。 ② 顧客の要望を的確に把握するために必要な観察力と創造的な思考を備えている。 ③ 美容文化が人生の充実感を増進させる効果をもつことを伝える能力を備えている。 ④ 自ら審美的な基準にもとづいて美容を追究する姿勢を備えている。 【卒業の認定の具体的な実施状況】 卒業の認定の方針に基づき、所定の教育課程を履修し、単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て校長が卒業を認定する。	
学修支援等	
（概要）一コマ単位で、授業目標・目標到達プロセスの適正性を追求した授業計画を立てることで、どのような内容を学ぶかを詳細に示すことができ、予習・復習にも活用されている。かつ授業内で授業評価テストを実施し、授業成果を得点化することで、下位学生を毎コマ単位で特定し補習を実施することで慢性的な学業不振に落ち込むことがないよう支援している。	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
51 人 (100%)	0 人 (0%)	51 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） 美容室に美容師、アイリストとして就職。			
（就職指導内容） 就職キャリア支援センターの職員によるヒアリングをもとに学生ひとりひとりの希望と美容室の特徴をマッチングさせている。学内企業セミナーの開催、学外での企業セミナーへの参加により、豊富な企業情報を学生に提供している。担任とセンター職員による履歴書作成、面接の指導を徹底し、内定取得をサポートしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 美容師国家試験 合格率 100%			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
122 人	12 人	9.8%
（中途退学の主な理由） 進路変更、疾病、家計の問題による。		
（中退防止・中退者支援のための取組） 定期的に学生アンケートを実施し、学内の複数の職員によるヒアリングで状況を早期把握し、対処する。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	トータルビューティ学科 エステ&アロマコース	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	81 単位	44 単位	単位	37 単位	単位	単位
			81 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人の内数		16 人	0 人	2 人	6 人	8 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） トータルビューティ学科では、メイク・ネイル・エステ各コース実習及び理論科目によって、1 年次に基礎技術及び衛生面での基礎知識を習得させる。接客・販売技術、サービスマナー、着付けや専門的な皮膚知識についても 1 年次に基礎的な知識・技術を習得させ 2 年次により高度な実践を展開する事により、美容をトータルで捉えられる人材を育成する。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等（以下「試験等」という）を行い、評価する。評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。実務実習または現場実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。出席時間数が授業時間数の 3 分の 2（実習を伴う教科課目にあつては 5 分の 4）に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。 授業科目の評価は、S（90 点以上）、A（同、80 点台）、B（同、70 点台）、C（同、60 点台）および D（60 点未満）とし、「C」以上を合格とする。本校以外で修得したもので本校が単位認定したものを「R」とする。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 【卒業の認定に関する方針】 本校では、美容に関する幅広い知識と高度な技術を習得することによって、顧客を魅了し、顧客の美意識を触発し、美容文化の豊かさを地域に普及啓発できる能力、および、自らの審美観と美を追究する行動習慣を修得した者に専門士を授与する。具体的には、以下の 4 つの能力を以て卒業要件とする。 ① 美容技術者に必要な専門知識と施術技術を習得している。 ② 顧客の要望を的確に把握するために必要な観察力と創造的な思考を備えている。 ③ 美容文化が人生の充実感を増進させる効果をもつことを伝える能力を備えている。 ④ 自ら審美的な基準にもとづいて美容を追究する姿勢を備えている。 【卒業の認定の具体的な実施状況】 卒業の認定の方針に基づき、所定の教育課程を履修し、単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て校長が卒業を認定する。	
学修支援等	
（概要） 一コマ単位で、授業目標・目標到達プロセスの適正性を追求した授業計画を立てることで、どのような内容を学ぶかを詳細に示すことができ、予習・復習にも活用されている。かつ授業内で授業評価テストを実施し、授業成果を得点化することで、下位学生を毎コマ単位で特定し補習を実施することで慢性的な学業不振に落ち込むことがないよう支援している。	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
8 人 (100%)	0 人 (0%)	8 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） エステティックサロンにエステティシャンとして就職			
（就職指導内容） 就職キャリア支援センターの職員によるヒアリングをもとに学生ひとりひとりの希望とエステサロンの特徴をマッチングさせている。学内企業セミナーの開催、学外での企業セミナーへの参加により、豊富な企業情報を学生に提供している。担任とセンター職員による履歴書作成、面接の指導を徹底し、内定取得をサポートしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 日本エステティック協会 認定上級エステティシャン資格 合格率 75%			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
14 人	0 人	0%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組） 定期的に学生アンケートを実施し、学内の複数の職員によるヒアリングで状況を早期把握し、対処する。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	トータルビューティ学科 メイク&ネイルコース	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	73 単位	28 単位	単位	45 単位	単位	単位
			73 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人の内数		22 人	0 人	2 人	9 人	11 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） トータルビューティ学科では、メイク・ネイル・エステ各コース実習及び理論科目によって、1 年次に基礎技術及び衛生面での基礎知識を習得させる。接客・販売技術、サービスマナー、着付けや専門的な皮膚知識についても 1 年次に基礎的な知識・技術を習得させ 2 年次により高度な実践を展開する事により、美容をトータルで捉えられる人材を育成する。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等（以下「試験等」という）を行い、評価する。評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。 実務実習または現場実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。出席時間数が授業時間数の 3 分の 2（実習を伴う教科科目にあっては 5 分の 4）に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。 授業科目の評価は、S（90 点以上）、A（同、80 点台）、B（同、70 点台）、C（同、60 点台）および D（60 点未満）とし、「C」以上を合格とする。本校以外で修得したもので本校が単位認定したものを「R」とする。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 【卒業の認定に関する方針】 本校では、美容に関する幅広い知識と高度な技術を習得することによって、顧客を魅了し、顧客の美意識を触発し、美容文化の豊かさを地域に普及啓発できる能力、および、自らの審美観と美を追究する行動習慣を修得した者に専門士を授与する。具体的には、以下の 4 つの能力を以って卒業要件とする。 ① 美容技術者に必要な専門知識と施術技術を習得している。 ② 顧客の要望を的確に把握するために必要な観察力と創造的な思考を備えている。 ③ 美容文化が人生の充実感を増進させる効果をもつことを伝える能力を備えている。 ④ 自ら審美的な基準にもとづいて美容を追究する姿勢を備えている。 【卒業の認定の具体的な実施状況】 卒業の認定の方針に基づき、所定の教育課程を履修し、単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て校長が卒業を認定する。	
学修支援等	
（概要） コマ単位で、授業目標・目標到達プロセスの適正性を追求した授業計画を立てることで、どのような内容を学ぶかを詳細に示すことができ、予習・復習にも活用されている。かつ授業内で授業評価テストを実施し、授業成果を得点化することで、下位学生を毎コマ単位で特定し補習を実施することで慢性的な学業不振に落ち込むことがないよう支援している。	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
15 人 (100%)	0 人 (0%)	15 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） 化粧品業界にビューティアドバイザーとして、ネイルサロンにネイリストとして就職			
（就職指導内容） 就職キャリア支援センターの職員によるヒアリングをもとに学生ひとりひとりの希望と化粧品メーカー、ネイルサロンの特徴をマッチングさせている。学内企業セミナーの開催、学外での企業セミナーへの参加により、豊富な企業情報を学生に提供している。担任とセンター職員による履歴書作成、面接の指導を徹底し、内定取得をサポートしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） ネイル検定 2 級 合格率 58.3% 化粧品検定 2 級 合格率 50.0%			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
27 人	2 人	7.4%
（中途退学の主な理由） 職業観の変化による進路変更及び疾病による。		
（中退防止・中退者支援のための取組） 定期的に学生アンケートを実施し、学内の複数の職員によるヒアリングで状況を早期把握し、対処する。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
理容学科	160,000 円	670,000 円	180,000 円	(施設設備費 100,000 円維持費 80,000 円)
美容学科	160,000 円	670,000 円	180,000 円	(施設設備費 100,000 円維持費 80,000 円)
トータルビュー ーティ学科	160,000 円	660,000 円	180,000 円	(施設設備費 100,000 円維持費 80,000 円)
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
HP で公開		
https://beauty.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/2024/09/31b9590a8d325917cb27159d2dec712f.pdf		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
本校では学校関係者評価委員会を、原則として年 1 回開催し、教育成果について評価を受ける。委員会は在校生保護者、卒業生、就職先企業関係者、高校教員、地域の有識者、教育課程編成委員会企業等委員で構成する。委員会では自己点検評価を公開し委員からの意見を聴取して次年度の学校運営に反映する。主な評価項目は出席率、休退学率、就職率、資格試験合格率、人材育成への業界からの要望事項への成果等である。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
株式会社ジープ	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	卒業生
在校生保護者	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	在校生保護者
松山西中等教育学校 元校長	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	地域有識者
松山東雲中学・高等学校教頭	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	高等学校関係者
株式会社にしはら	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	企業等委員
ミシマ株式会社	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	企業等委員
株式会社 iDA	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	企業等委員

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HP で公開 https://beauty.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/2024/09/b86a7f26c81c66cb1d97034024c4e664.pdf
第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレスまたは刊行物等の名称及び入手方法) HP で公開 https://beauty.kawahara.ac.jp/disclosure/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H138320100161
学校名 (〇〇大学 等)	河原ビューティモード専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人河原学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		60人（ 6）人	55人（ 5）人	62人（ 6）人
内 訳	第Ⅰ区分	44人	37人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅱ区分	5人	9人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅲ区分	5人	4人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	6人	5人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				1人（ 0）人
合計（年間）				63人（ 6）人
(備考) 令和6年度は第Ⅰ区分から第Ⅲ区分の多子世帯数は不明のため空欄としています。				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	1人	1人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	1人
計	0人	1人	2人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	0人
		後半期	1人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	2人
3月以上の停学	0人
年間計	2人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	2人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	3人	0人
計	0人	3人	2人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。